



池田けい子 (公明党)

「防げるがん」の対策急げ

- 問 がんのリスク因子となる生活習慣の改善、特にたばこ対策に一層力を入れるべきではないか。
- 答 喫煙は、発がんとの関連が最も大きい因子であるため、受動喫煙防止や禁煙対策に今後も取り組んでいく。
- 問 肝炎等の感染症に係る正しい知識の普及啓発、また胃のABC検査の年齢枠の拡大、及び胃内視鏡検診の定員拡充を要望するがいかがか。
- 答 感染症の知識啓発に取り組み、ABC検査・胃内視鏡検査については今後検討をしていく。
- 問 子宮頸がんワクチン(HPVワクチン)の、キャッチアップ接種を含む対象者への勧奨方法について伺う。
- 答 対象者全員に個別通知を送付し、医療機関や市内及び近隣市の大学へ掲示し接種の促進を図っていく。
- 問 がん検診の受診率向上のため、特定健診と組み合わせた事業や、休日検診の実施を提案するがいかがか。
- 答 個別通知による受診勧奨を行い、医師会とも相談し受診率向上に努めていく。



多摩市役所本庁舎建替基本計画特別委員会がスタートします！

市は、令和11(2029)年度までの本庁舎の建替えをめざして、基本理念や基本方針、規模や位置などの基本的な考え方をまとめた「多摩市役所本庁舎建替基本構想」を令和5年2月に策定しました。

現在、新しい本庁舎の機能や施設計画、事業手法等の建設の条件をまとめる「多摩市役所本庁舎建替基本計画」の策定作業が進められており、このことに関して、議会としても調査・検討・提案を行うため、8名の委員をもって構成する「多摩市役所本庁舎建替基本計画特別委員会」を設置しました。



多摩市役所本庁舎建替基本計画特別委員長
池田 けい子

人々の暮らしや環境が大きく変わり、庁舎(行政)に求められる役割も変化しています。将来負担の低減も考えながら、市民の生命・財産を守り、時代のニーズに応えるため、「市民サービス向上」「業務効率化」「防災機能」など、しっかりと取り組んでまいります。



世界平和統一家庭連合(旧統一教会)に申し入れを行いました



多摩市議会議長
三階 道雄

申し入れ書に記載したように、市長は令和5年6月21日に宗教法人世界平和統一家庭連合に対し申し入れを行いました。法人側は「市には土地利用を制限する法律上の権限はない。」とし7月

3日に解体工事に着手しました。そのような状況のもと市議会にも市民より心配や不安の声が多く寄せられ、議会としても対応するに至りました。

市議会・全会一致して「宗教法人法に基づく解散命令がなされないことが確定するまでの間、本件土地において、新たな造成や建物の建築を行うことのないよう強く申し入れる」その様な内容です。

10月6日、議長として議会を代表し世界平和統一家庭連合の本部を訪れ、直接申し入れを行いました。

令和5年10月6日
宗教法人 世界平和統一家庭連合 代表役員 殿
多摩市議会議長 三階 道雄

宗教法人世界平和統一家庭連合所有地に関する申し入れ

多摩市長は令和5年6月21日付5多企秘第188号の文書において、宗教法人世界平和統一家庭連合(以下「貴法人」という。)が現在、国により宗教法人法第78条の2に基づく報告徴収・質問権を繰り返し行使されていることに鑑み、同法に基づく解散命令がなされないことが確定するまでの間、多摩市永山七丁目2-1、2、3に所在する貴法人所有の約6,300㎡の土地(以下「本件土地」という。)において造成、既存建物の解体・改修、新たな建物の建築などの一切の行為を行うことのないよう申し入れました。

しかしながら貴法人は「市には当法人の本件土地利用計画を制限する法律上の権限はありません。」とし、令和5年7月3日に解体工事に着手しました。

市長の申し入れにあるように、貴法人の民事判決で認定された組織的不法行為は2件、民法上の使用者責任を認めた判決は20件、損害賠償額は少なくとも約14億円にのぼり、そのことを受け国会で被害者救済の法律が制定され、現在は宗教法人法に基づく報告徴収・質問権が重ねて行使されています。

その状況から、多摩市議会にも市民より様々な心配や不安の声が多く上がっています。

よって多摩市議会は、全会派一致して、上記の市長の申し入れの趣旨と同様に、貴法人に対して宗教法人法に基づく解散命令がなされないことが確定するまでの間、本件土地において、新たな造成や建物の建築を行うことのないよう強く申し入れます。